

令和3年第1回
城里町議会臨時会会議録 第1号

令和3年7月30日 午前10時04分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副町	長	仲田	不二雄	
教	育	長	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課	長	小林	克成
総務	課	長	山口	成治
町民	課	長	雨宮	忠芳
財務	課	長	船橋	行子
税務	課	長	佐藤	宰
健康	保険課	長	飯村	正則
長寿	応援課	長	稲川	弘美
福祉	こども課	長	山崎	栄一
農業	政策課	長	増井	栄一
都市	建設課	長	大津	好男
下水道	課	長	所	克実
会計課	長（会計管理者）		久保田	和美
水道	課	長	阿久津	恵三
農業	委員会事務局	長	高瀬	浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年7月30日（金曜日）

午前10時04分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第34号 令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

議案第33号

議案第34号

午前10時04分開会

町民憲章唱和

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから、町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（関 誠一郎君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 令和3年第1回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会は、議案2件を審議するものであります。議事運営につきましては、議員各位の特段のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。また、クールビズ対応といたしまして軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は全員です。

開会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（関 誠一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

6番 菌 部 一 君

7番 三 村 孝 信 君

8番 河原井 大 介 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（関 誠一郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定いたしました。

地方自治法第121条の規定により説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

提案理由説明

○議長（関 誠一郎君） 次に、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和3年第1回議会臨時会を招集いたしましたところ、公私共お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今臨時会は、条例改正及び工事請負締結につきまして、ご審議をいただくものです。慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、臨時会開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

続きまして、提出議案の概要について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることとされたため、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するものです。

次に、議案第34号 令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結についてであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、議案2件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第3、議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質 疑

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。
討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。

採 決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 日程第4、議案第34号 令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質 疑

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。
2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それではちょっと質問させていただきたいと思います。

町民課長、今回環境センターのほうでストックヤード並びに破砕機を入れるということなんですけれども、この臨時議会をやるに当たって、関議長のところ調整に行っておられますよね。そこで、粉砕機を入れないと、どこも買ってくれないんだと。議長が太子町は破砕機を持っていないんじゃないかなと言ったところ、だから、太子町では、じゃあ、どこに行っているんだと。太子町が教えてくれないんだというふうに言われておるらしいですけれども、本当ですか、これは。後で議長がお伺いしたところ、城里町の課長さんが来ましたよということなんですけれども、行っていないんですか。ちょっとこれをお伺いします。まず第1点。行ったとすれば、いつ行ったんですか。誰と行かれましたか、教えてください。まずその1点。

それから、今回の臨時議会に当たりまして、課長からの説明を、議員さん14名一人ずつに説明をされていると思うんですけれども、私は言いました。全員の議員さんの前で説明していただいたほうが1回で済むのでよろしいんじゃないですかと言ったところ、議員さんそれぞれ意見があるのではということだったので、逆に私が、それぞれの意見が聞きたいなというふうに思っていたんですけれども、そういった中で、説明の中で、震災復興特別交付税というのがありますね。これは破砕機を入れないと貰えないというふうに私は説明を受けましたけれども、これ、全議員さんにそういうふうに説明されているんですか。資料を配っていますから間違いはないんでしょうけれども、一層これも確認ということで、私もインターネットでそれぞれホームページをちょっと見たところ、なかなかこれは解説するのが難しい部分もありまして、それで県のほうに私がお伺いしました。そうしたら、出ると。循環型の社会形成推進交付金を受けて行う、各事業に、それをやっていたら、震災復興は出ますよということだったんですけれども、どうしてこういった間違っただけの説明をされているのか。県からも連絡が来ているから多分分かっているとは思いますが、

後で、今からだったら間に合わないから云々というのは聞いてられないと。こういった議員さんに対しての虚偽の説明というのは、もしこれが本当だったら懲罰ものですよ、これは。

3点目、補助金が、交付金がこんなにもらえて町負担はこの程度で済むんですよというように、そういった資金計画は私も伺いました。しかしながら、11億5,000万円もの機械や施設がどうしても必要なその理由、必要性、こういったものは一言も聞いていないと。伺っていないと。どうしたのかなど。どなたにこういった、どうしても必要なんだというように必要性は、どの議員さんにも説明されていないのかどうか。私は聞いていないので、ほかの議員さんも多分聞いてないとは思いますが、ですから、ほかの議員さんも納得できるような必要性を、どうしても必要だという理由を、この説明をお願いいたします。

それから、破砕機の、初めて入れるやつですから、作業工程、こういったものがあると思います。まず、どのようなものを処理されるのか。それから、月もしくは年間でどれぐ

らの量があるのか。破砕機に入れられるものは、全体のうちの何%ぐらいあるのか。こういったものもお伺いしたいと。簡単に金属とプラ、それから木材とガラスとか、こういったものを破砕できて、それが、分離するのに手間はかからないのか。かえって人手がいるんじゃないかと心配する部分もあるんですけども、この辺をお伺いしたいと思います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、大子町のほうへ行ったということでしたが、平成28年10月31日に、検討委員会のメンバーとして当時の課長が行っております。私自身は、当時町民課配属でなかったために、行っていません。そこで、大子町のほうの業者との取引というのは実際にはやっているようですが、町民課は確認をしたんですが、城里町としては受入れできないということで回答を得ています。

震災復興特別交付税のほうなんですけど、説明資料の中に財源内訳がありまして、これには期限がありますということで私にご説明したつもりなんですけど、これをやらないと受けられないのではなくて、これは、この工事には、最終的な終わり、お尻が決まっていますので、令和4年3月までに終わらせなければ駄目なんですけど、ここで繰越しが1年認められまして、令和5年3月までに終了すればこの補助金は受けられるということでございます。そのように一応説明していたつもりでございます。

それで、必要性についてですが、城里町では、粗大ごみを破砕する設備がないことから、作業員が手作業で粗大ごみを分解し、金属など有価物を取り出してリサイクルを行っています。しかし、作業員の高齢化が進み、若い作業員の新規採用も難しい状況にあるため、粗大ごみを分解できずに、今後ごみとして民間業者に有料で引き取ってもらう量が増加する傾向にあります。現在の状態が続く場合、リサイクル率の低下と民間処理委託費用が増加していくこととなります。リサイクル施設を建設し、破砕機を導入することで、ごみの分別作業が自動化され、リサイクル率の向上と人手不足の解消につながりますということもあります。

それと、県内の動向で言いますと、茨城県内において粗大ごみ破砕機を保有しないのは、城里町と鉾田市の一部のみとなっています。リサイクル率向上のためにも、市町村において破砕機を保有するのが一般的だと思います。

それと、年間の量ですね。

議長、ここで追加資料を提示したいんですが。

○議長（関 誠一郎君） はい。

○町民課長（雨宮忠芳君） すみません、追加資料で資料1というのが1枚目にあるんですが、令和元年と令和2年度のごみの処理量として、粗大ごみの量が提示してあります。

これで見ると、ごみの量が増加していることが見て取れると思います。

令和2年度で説明させていただきます。

まず金属ごみですが、これは、そのまま売却するもので、10万9,220キロ、数値が大きいのでトン換算で説明させていただきます。

表中ではちょっと単価が小さいため、キロ表示になってしまいます。

金属製ごみは109トン、複合物は処理委託で約38トン、小型家電も処理委託で約74トンとなっていて、歳入で、金属ごみの売払いが174万7,520円、歳出が、処理料で701万58円となっております。これが、破砕機を導入することによってどうなるかというのが、資料2になります。まず、金属製売却ごみは変わりませんので、次に複合ごみです。38トンの複合ごみを破砕機に投入すると、第1段階で70%の26.6トンが破砕複合物となり、30%の11.4トンが不燃残渣として埋立て処理されます。その後、破砕複合物は、第2段階で40%の10.6トンが金属類として売却され、60%の16トンが可燃物として環境センターで焼却処分されることとなります。

続きまして、右側の小型家電ですが、74トンの破砕小型家電が、投入すると60%の44.4トンが金属類として売却され、10%の7.4トンが可燃物として焼却処分されます。30%の22.2トンが不燃残渣として今後埋立て処分されます。

以上のことから、破砕機を導入した場合の試算として、歳入が、令和2年度歳入0円に対し154万1,120円増加し、歳出が、令和2年700万6,230円に対し130万5,756円に減少することとなります。令和2年度の処理費としては、525万8,710円支出していましたが、190万8,299円の収入になると試算しています。

あと、11億円の費用対効果なども申しますと、先ほどの資産数値を使いますと、歳入と歳出の関係から、まず720万円の効果が得られると考えられ、2年度112トン进行处理するためには、機械を導入しない場合、会計年度任用職員1人で1,120日かかるため、年間の作業で割り返すと4.6人を要します。約5人要しますので、その費用として969万円の効果で、合わせて効果としては1,689万円効果が出ます。維持費として1,250万円年間かかりますので、実際には439万円ということで、440万円くらいの効果と試算します。今後増大傾向のごみに対して、リサイクル率の向上と地球環境において昨今取り沙汰されておりますSDGsの世界的取組から、実現可能な循環型社会の実現は今を生きる私たちにとっての責務であり、城里町環境循環型社会形成推進地域計画の中でも一般廃棄物の処理目標として掲げています。

以上のことから、11億円に対する費用対効果ではなく、一般財源は、現在であると1億円の負担でありますので、1億円に対し年間439万円の費用対効果で計算しますと、約23年ぐらいかかりますが、廃棄物処理の許容年数は、環境省の報告では30.5年あるとされていますので、そのほかに延命化とかそういう事業を入れますと、もうちょっと現在も動いているところがありますという調査が出ていますので、効果としてはあるのではないかと

考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） まず、1番目の大子町に行っているのではないかなという件なんですけれども、これ、本当に行っていないんですね。間違いなく行っていませんね。

○町民課長（雨宮忠芳君） 私個人ですか。

○2番（加藤木 直君） いや、個人ではないです。

○町民課長（雨宮忠芳君） 町としてですか。

○2番（加藤木 直君） 誰でも。

○町民課長（雨宮忠芳君） 行っていますよ。今言ったように。

○2番（加藤木 直君） 28年じゃなくて、これじゃなくて、近年で。28年というのと、もうかなり前じゃないですか。近年では行っていませんね。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 近年では行っていません。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それと、2番目の震災復興特別交付税、私が説明を受けたときには、破碎機を入れないと、ストックヤードだけではもらえませんよというふうに課長は説明されましたよ。ほかの議員さんも、そういうふうに説明されたというふうに聞いています。ですから私は言ったんですよ。なんで全議員さんを集めて、1回の説明で、同じ言ったことを共有しないのか。何で1人ずつ説明をしたのか。これは1本釣りですか。カツオじゃないんだよ。今度説明するときは、必ずみんな一緒に同じように説明をしていただきたいと思いますよ。そうじゃないと、言った言わないというふうになるじゃないですか。これ、必ず言っていませんから。後で付け加えたことですから、令和5年3月までというのは。だから、今では間に合わないんだというようなことを言っていますけれども、それは後で分かっちゃってから言っていることですよ。初めに言っていないじゃないですか。

それと、必要性、それと費用対効果、二十数年とかで元が取れるような話ですけれども、これ本当にメインのところが悪れたらば、数千万円、いや下手すれば億の金がかかるような、そういった機械ですよ。部品でも何でも大量生産しているわけじゃないので、その辺のコメリで部品が売っているわけじゃないんですよ。ですから、壊れたら大変。どこの環境センター等でもほとんどが入っておると言われましたけれども、ほかは1町じゃないんですよ。1市でやっているところもありますけれども、複数の構成町村で、広域でやっているところが多いじゃないですか。そうすると、母体が大きいので、全然生活レベルが違うと。仕様のあれが違わないじゃないですか。

そういったところで、あと、ほかで全部入っていると言っても、やはり大きさ、パワー、こういったものも全然違うと思うんです。簡易的なものから、大きなものからいろいろあ

ると思います。そういったことも調べてないで、調べているのかは知らないけれども、全て入っていると行って、やはり身の丈で合ったような誰だって生活するじゃないですか、1軒の家庭で。収入もないのに維持管理費が年間1,500万円もかかるような、そういった代物を入れて、それで人件費が削減できるような話をしていますけれども、入れないと作業員を入れなくちゃならないとか。作業員を入れて雇用を生んだほうが私はいいと思えますよ、逆にそっちのほうが。地元にお金を落とすことができるんだから。これは絶対に元が取れないと、なかなか。宝の持ち腐れ、そういうふうになってしまうんじゃないかなというふうに危惧をしております。

それから、SDGsの話をされましたけれども、これ、私も環境問題は非常に気になりまして、確かにこれは大事なことです。ただし、リサイクル率とかそういったものを上げるのは、お金を出して業者に頼んでも、そっちのほうがはるかに安いと。現在七、八百万円ぐらいで多分お願いしてると思うんですけども、1,000万円かけても年間の機械の維持管理費よりは安いんじゃないかなというふうに思いますよ。ですから、私は、身の丈に合ったようなもの、あちらが持っているからうちも欲しいとかそういうことじゃなくて、本当にこれがないと困るんだというようなところがどうしても伝わってこない。それに対して、課長、何かありましたら、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えします。

説明に関しては今後是正させていただきます。個人じゃなくて全体でという形で考えていきたいと思えます。

必要性であります、これは先ほども説明していますように、実際に機械を導入して自動化されていくということ、先ほどの1回目の質問でもありましたように、どういう作業をするのかということは、投入段階で1人と、あと機械操作で1人ということで、あと出口でという形になると思うんですが、そのぐらいで動かせると。実際に現場で今現在やっている作業が、手作業で金属と燃えるごみとかプラスチック類を壊しているという作業がありまして、1人大体100キロ位しか処理できなくて大変苦勞しています、高齢作業員でもありますので。町で採用募集してもなかなか来ないという実績もありましたので、今後ますます厳しくなるんじゃないかと。ごみの量も増えている傾向にありますので、その辺を考えますと、機械があったほうが、どうしても必要なんだという現場サイドからの声もありまして、私たちはどうしても入れたいと考えております。

それと、今後委託料についても、機械がない場合に、委託料の変動も増加傾向にありますので、その辺も加味して、機械で、自社で処理したほうが、見通しが立つんではないかということで考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 3回目です。

破砕機の作業工程といいますか、それが3人ぐらいで十分できるということなんですけれども、そうしますと、今おられる方は、そうするともう必要なくなるんですか。それとも、新たに3名また雇うのか。

それと、現場でどうしても欲しいと。現場で欲しいとは、5億円、6億円のを現場で欲しいといって買えますか。そういう問題じゃなくて、違う部分でしょう、本来は。ですから、必要性というものは私には非常に見えてこない。

それと、これは先ほども聞きましたけれども、簡単に金属とプラと、破砕すると分かれるんですか。手作業はないんですね。あと、木材・ガラス、こういったものもありますけれども、これは完全に分かれるような仕組みのものなのかどうか、再度伺います。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 引き続き2番加藤木議員のご質問にお答えします。

3名については、今現在の作業は、合間を縫ってその作業に充てておりますので、今後、今度分別回収とかそういう作業が増えてまいりますので、そちらの作業に当たりたいということで、解体関係は、そこには合間を縫ってしか今後できなくなるということで、人を専属で解体作業に雇わなければならないということです。機械がない場合は。

それと、破砕の機械の関係ですが、一応破砕して、細かく15センチ位のものまで粉碎しますので、それでいて細かく分かりますので、鉄くずとくっついているものがなくなってくれば、自然と分かれる。磁石等で分別してくるので、出てくるときには金属は金属、アルミはアルミという形で分かれて出てきます。機械の中で出てきます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 課長、説明を聞いていて、本当に苦しい答弁をしているなという感じがするのよ。当初環境センターを建てるときに、破砕機を入れてくださいと。そのときに、1億何千万円ぐらいの追加で破砕機がつかると。私が議長のとときにそういう説明を受けておきながら、それで、この環境センターも、パンフレットでリサイクルショップに、いやリサイクルセンターに変わっているんですよね。リサイクルショップなんて言うと、まちの中になってしまうけれども、リサイクルセンターになっているんですよ、これ。それで、一番下に破砕機が入るだけで分別されてコンベアで流れるような仕組みになっているわけですよ。使わないときにはペットボトルが流れるような、空き缶が行くような、そういう施設で、私は地鎮祭をやったつもりなんです。当時1億何千万円で破砕機が欲しいと、そういう形で説明を受けたのに、なぜこれ、缶だの何かのリサイクルができるようになっているのに、ここに破砕機を1億何千万円を入れれば簡単にできるんですよという説明を受けているんですよ、チラシにも書いてあるように。そこら辺ちょっと説明をして

ください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 14番小坪議員のご質問にお答えします。

ちょっと話しの中で誤解があるようですので、パンフレットの中の破砕機というのは、可燃物の破砕機でございます。現在できているものの中に可燃物の破砕機があるというようなフロー図になっていると思うんですが、それは現在のもう処理場でございます。今回入れるのは不燃粗大ごみの破砕機ということで、ものが、系統が違いますので、そこには入れられないものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっとそういう説明では納得がいかないですよ、課長。し尿処理場のトラックを買うときに、あなたは、見積りをもらったのは1,450万円、どこからもらったと思っているんですか、あなた。建設屋さんに1,450万円の見積りをもらって、それでトラックを買おうとした。そういう見積りを議会に出して、いつ建設屋さんがトラックオーダーの会社になっているのか。そういう形でいってトヨタの見積りをもらったり、最後にあなたは三菱の工場見学まで4回も行くほど、トラックの工場の視察に4回も行っているほど、そういうことをやりながら、この見積りが本当に正しいのかなと疑問でしょうがない。トラック買うのなら、土建屋さんがトラック扱っているんだか、そこら辺から本当私は。

あと、お願いしておいた環境センターの残土、40万立米、大型トラックで言うと四百十何台の土はどこへいったんですか。姫子へ行ったって確認できないし、それを昨日までに報告くださいよとお願いしていても、環境センターの残土が確認できないんですよ。それで、あとは工事の中で鉄筋が腐食していて、町長の代行で現場管理者が、腐食しているやつを交換してくださいよと言ったって、言うことを聞かないこのコスモに再度仕事お願いして、それで鉄筋のつなぎ手不足、それも指摘しているのに、なぜこのコスモに仕事をまだ出すのかな。町長の、代表でしょう。町長は、だって聞いていない金は払わないと言って、今調停やっているんですよ。そんでわかっている金、契約書にも何にも仕様書にもないお金はどんどん払いますよ。やってることがおかしいんですよ。

阿波山の公園事業、佐竹区長さんに100万円返しなさい。木は伐採しているのに、土を削っているのに、それに100万円返還させている。山桜だって、弁護士を入れたり会計士入れたり経理士入れたり、本当にあなたの説明からいくと信用できないんですよ。介護予防だって、全然指摘したってテーブルにもものっからない、名簿も確認させない、1週間に1回しかできない事業が2回できるんです。AB両方できるんです。20人以上は金もらわないというのが40何人ぐらの金を請求して、この言ったやつからいくと、課長、本当に不信感だらけなんです。どうなんですか、そこら辺、教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 引き続き14番小坪議員のご質問にお答えします。

ちょっと分からない、私の担当外というかそういう部分もあったのであれなんです、一応前の車の話で言いますと、あれは、当初予算に載せる予定で検討していましたものが、納期に一年かかるということが分かりまして、急遽12月の臨時議会に載せさせていただくということで、当時委託していました委託業者が購入実績もあったので、そこで見積りを取ってしまったということでございます。それは大変申し訳ありませんでした。

残土につきましては、一応報告書は上がってまして、水戸市の現場で運んだということになっております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 見積りを取るのに、急遽、だから土建屋さんから見積りを取った。町長、なぜあなたは区長さんに100万円の金を返還させたり、あなたが社長で開発公社に、私に何も確認させないで、金をどんどん払っていいんだなんて。環境センターのリサイクル事業は町長要望なんですか、これ。町長要望だから全部何をやってもいいということなのか、それだけ確認させてください。町長要望でやるやつなのですか。町長に答えてもらってください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回のリサイクルセンターの工事につきましては、例えば私の3年前の、こういうことをやりますという選挙公約パンフレットにもどこにも書いていませんし、どちらかというところ、私のほうからやりなさいとって起こったプロジェクトというよりも、SDGs、地球環境保全のためにリサイクル率を向上していかなきゃいけないということで、環境センターを建て替えるに当たって、様々な計画や検討会を開いて、単に今の能力のまま建て替えるというだけではなくて、併せて地球環境のためにリサイクル率の向上もしていかなきゃいけない。それで議論をして、粗大不燃ごみについて、リサイクル率が低いのでさらに向上を図っていかなきゃいけないと。そして、作業員も高齢化し、作業能率が落ちてくる。新しい人を雇うにも、そういった、手でごみを分解していくような作業のために、なかなか若い人が希望を持って就職してくれるということも人手不足の中で難しいと。

そういった中でリサイクル率を向上していくためには、自動化機械が必要であると。ただし、多額の費用がかかると。ただし、震災復興特別交付税という制度が今あるから、さっき言ったような工事の年限までに竣工にもっていくことができれば、11億円のうち10億円は国・県等の、ほとんど国ですね、国の補助金でほぼ賄えるから今やろうよということで、どちらかといったら現場の熱意で予算を認めてほしいというふうな形で上がってきて、私も、そこまで言うなら予算を上程しようということで、予算を計画費、工事費と議会に上程しまして可決成立していただいたため入札を行い、今回入札結果についてご承認をお

願いするものでございます。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 3回までなんです。

〔「確認だけ」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坏 孝君） ちょっと確認したいんだけど、今の話からいくと、町民が要望しているという形でいくと、なんか逆行しているなという感じがして仕方ないんですよ。それは、環境センターの建て替えに、検討委員会で11回やりましたと、そういう形の中で、燃し口を2炉にすると、そういう形で検討していたら、11回目に町長が、予算がないから1炉にしますと言って1炉にしちゃったと、そういう話なのに、こういう形からいうと、なぜ金がないから1炉にしたのに、こういうのが11億5,000万円で予定価格ピッタリぐらゐに仕事を渡しているような。

これ予定価格は幾らで、入札価格は幾らなんですか、ちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） こちらの入札の予定価格につきましては、10億3,515万円でございます。

〔「予算価格だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 予算価格につきましては、11億7,400万円です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 不燃粗大ごみのこの今回の件で、課長からどういう質問があるんですかというようなことを言われましたので、今回頂いたこの内容の中から質問するからということで言っておきましたので、この中だけのことで聞きます。

ただ、先ほど加藤木議員のほうがお話をされたストックヤードのみの設計をして入札となると、震災復興特別交付税が利用できないためとここにはっきり明記をされているのを一番先に私たちは言われたわけですよ。だから、これはおかしいんじゃないのということで県のほうに聞きに行ったら、これが出ると。その後、急遽、令和5年度内に出来上がらなければこれは貰えないというような話に突然変わったわけですよ。最初の書式にこういう形で書いてあるのに、言い訳だけはやめましょうよと。

取りあえず、これはさて置きまして、この資金計画のほうの質問をちょっとさせていただきます。

この資金計画、とにかく納得してからじゃないと私自身も今日態度を決められないというふうに思っておりますので、ちょっと幾つか質問をしますので、お答えください。ただ、つまらない質問もありますけれども、それはそれでご容赦をいただきたいと思います。

では、1回目の質問で、複数ありますので①番とか②番で聞いていきます。

①番目、まず財源についての確認ですけれども、ここにあります循環型交付金、それから災害復興特別交付税、それから合併特例債、そして自己資金の一般財源で、これは確認なんですけれども、よろしいわけですよ。

2番目にいきます。2番目の事業費総額11億3,850万円のうち、交付金対象額と、それからあと対象外の2億500万円、この対象外の経費について、対象外経費というのはどういうものなのかをちょっと教えていただければと思います。

それから、3番目、資金計画総括の財源の内訳の中で、合併特例債交付税措置の金額、これは事業債掛ける70%となっておりますけれども、合併特例債は事業費の総額から循環型交付金と震災復興特別交付金を引いた額の95%を起債、つまり借金をするのではないのかなと思うんですが、ここもちょっと教えていただければと思います。

それから4番目です。ここも、交付金対象外事業費のほうに入っております一般財源5,841万円、これは合併特例事業債から交付税措置を引いておりますけれども、交付税措置はどのように算出をしているのか、お伺いいたします。例えば借入金利は何%とか、それから償還期限は何年、据置き期間は何年とかということもここに出ているんですから、ご質問させていただきます。

それから、5番目の質問です。資金計画から離れまして、後ろ側の、先程の費用対効果というかそれを出していただいたので、質問は、こちらはかなり少なくしますけれども、先ほど見せていただいたというか、今画面は出ていませんけれども、去年とおととの比較だけでの数字なんですよね。普通一般的な企業というのは、こういう去年とおととしだけの数字でこうなったからああなったからということで、年度末とかそういうときに予算を組むときには、例えば最低過去5年間とかそういう数値を出してきての、あとは平均値とかそういうものから数値というのはいくんじゃないかと思うんですが、この辺も、前の数値もお願いをしたいと思います。

取りあえず、以上で一旦質問します。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 3番猿田議員の質問にお答えいたします。

質問の①については、一応大丈夫だということで了解しております。

2番の質問で、対象額と対象外ということで、対象外はどの部分かということですが、いわゆる備品とか、動産とかでほかの場所でも使えるようなものというものを今後精査して、協議しながら対象になるかならないかというのは決めていくものでございます。なので、今現在参考までの資料として出ていますが、交付金対象額と対象外経費は大体82%ぐらい上がっているんですけれども、これは今後多少なり変動が出てきます。

あとは、過去5年間ということなんですけど、平成30年までは実際に処分はしていませんでした。処理業者が引き取ってくれましたので、処分業者ではなくてそのまま最終処分場のほうへ持って行ってもらって、世界情勢的に今皆様ご存知だと思いますが、中国の受

入れ拒否という形になりましたので、令和元年度からは処分ということで企業のほうへ排出しているのです、処分費の実績が令和30年度からしかないということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 3番猿田議員さんのご質問でございますけれども、交付税の措置ということでございます。こちらは毎年交付税の算定を行っておりまして、仮に今回合併特例債を起債ということになりますと、これが翌年度から利子を払うということになります。行く行くは、償還によっては元金、利子を払っていかなければなりません。それを交付税の算定のときに、まずは、1年目は利子になりますけれども、その70%が交付税の財政需要額のほうに入って参入されるということになっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） さっきの中の合併特例債の通知というものの出し方を先に聞いてもらったほうがいいんですかね。さっきの質問の中ではお答えがないですね。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 合併特例債の決まりというか、そういうことで、これ、一般廃棄物処理手引という形で、国のほうで決まっている率の計算で出しておりますが、対象外経費の70%ということで決まって、指定されております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） なんかこう相対で話をしていると、質問が3回目みたいになっちゃうのでどういう質問をしていいか分からなくなってくるんですけども、例えばこの数字、合併特例事業債1億9,470万円、この算出方法を先に教えていただいてもよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） この表に書いてありますように、1億9,470万円の右側に対象外経費の95%と入っているんですが、これが計算方法でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3回目、いいよ。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） これは、あくまで交付金対象外の事業費の中からの95%が合併特例債としてなっているわけですね。だから、ここがちょっと私も不透明なところがありまして、2回目で聞こうと思っていたところなんですけれども、時間はいただいているのかよく分からないんですけれども、まだ2回目ということで。

○議長（関 誠一郎君） いや、これは3回目です。

○3番（猿田正純君） 3回目ですか、そうですか。聞きたいところはたくさんあるんで

すけれども。例えば交付税措置を算出して、借入率と、それから償還期限と据置き期間、さっきこれは言われましたよね。財務課長が70%で算入されるものであって、ただこれは、実際そのまま財源とはならないものではないのかなという、こういう資金計画の中の。質問の聞き方がちょっとおかしいかもしれないですけれども、交付税措置の算出について、借入率それから償還期限、それから据置き期間とかをさっき伺いましたけれども、そもそも交付税措置というものは、基準財政需要額に元利償還金の70%が参入されるものであって、そのまま財源とはならないのではないのかなという気もするんですが、この辺の組み込まれている理由をちょっと教えて。ここで教えてというとなってしまうので、次の質問もいいですか。

それからあと、先ほど不燃物の粗大ごみ、これの例えば何年度にどれだけ出したとかそういう数字は出ていますけれども、ごみの量が、年度別の、これからの予測も出ていないんですよ。これから、例えばこの10億円の破砕機を入れたものを入れて、ごみがこれからこれだけ増えるんですよとかという、そういう試算か何かがあるんだったら話は聞きやすいんですけども、これから逆にごみがどんどん減っていく方向であれば、このような破砕機とかというものは本当に必要になってくるのかなという気がするんですけども、その辺も、後でも結構ですけども、ごみの量もきつとこういう計画で今回は立てているんだというようなことも出していただきたいと思います。

取りあえず3回目になっちゃったので、以上で終わりにします。質問だけ、お答えお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

一応ごみの今後の見通しなんですけど、実際に検討委員会とかの中では見通しは立てていまして、人口減少はあるんですけど、1人当たりのごみ量は増えていくので、トータルとして変わらないという予測をしております。ただ、先ほども資料でも増加傾向にあるということだったんですけど、令和二、三年については、コロナの関係で、粗大ごみに関わらず全てのごみについて量が増えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 答弁漏れですか。じゃあ、そこで、座ったままで。

○3番（猿田正純君） ごみ量の数値も、とにかくまずは数値として出していただかないと、そういう言葉尻なんていうのは別に私たち見たいとは思わないんです。あくまで数値で、普通の企業であっても、私たちが本当に今まで企業にいたときでも全てが数値ですから、だから、こういう曖昧な数値をもって、これが正しいんですとか、昨日もなんかいろいろう小坪議員もやっていたときの話なんか聞いてみると、これが正しいんですとか、うわべの言葉は正直言って要りません。とにかく細かく説得できる数値というものを私たちに示していただかないと、とにかく内容があまりにも不透明すぎて、説得力というか私た

ちの心にも伝わるものが本当に乏しく感じるんです。

○議長（関 誠一郎君） 答弁はよろしいですか。

○3番（猿田正純君） 結構です。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） すみません、資料について用意したいと思うんですが、よろしいですか。休憩を。

○議長（関 誠一郎君） どのぐらいかかるんですか。

町民課で資料を提出したいということですので、11時20分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時24分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町民課から配られた資料の説明を求めます。

町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） ただいまの資料について、ご説明させていただきます。

これは、令和2年3月に改訂版として議会にも報告はしているんですが、一般廃棄物処理基本計画令和元年度の改訂版ということで、令和2年度に作成したものでございます。令和元年度の2年3月です。元年度の末でございます。

それで、この中の38ページに、資料としてありまして、平成26年から令和5年度までの予測という形で、30年度までの実績値において、それ以降を予測したということでございます。黒い丸についている帯線、これが、ごみの1人当たりの排出量ということで、これが増加傾向にあるということで、あとは人口減少があると。これと駆け引きで、先ほど私は答弁で変わらないと、出るということだったんですが、訂正させていただきます。若干であります減っております。表の1の4の2ということで、粗大ごみという欄でいくと、令和5年度から4トン減っていると。4年と5年でという形になっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですね。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待ってください。3回までですから、質疑は、すみません。ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） タブレットの中で説明がありました経過について、お伺いいたします。

経過の中の2番に、必要性について説明がありました。作業員の高齢化、若い作業員の

採用は難しいと言われていますが、なぜなのでしょう、お聞きいたします。

それから、破碎機のみ金額は幾らぐらいになりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

採用が難しいといいますが、実際に令和元年に採用を2人したんですが、そのときに、3回ほど地元とか町民とかに広報紙等で募集をかけたんですが、そのときに応募がありませんでした。それで、最終的に水戸の支援センターのほうに連絡を取って2人紹介していただいたという実績の下で、なかなかその後も募集をかけても来ないという実績があるので、採用が難しいと判断させていただきました。

それと、破碎機のみ料金というのは簡単になかなか算出するというのは難しいんですが、大体今出ている見積りから申しますと、5億円ぐらいでないか。ここで答弁が正しいか、「ぐらい」としか話ができないので申し訳ないんですが、そういうことでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 採用したということ、採用に3回募集したということをお聞きいたしました。これは、なかなかこれ以上無理だと、高齢化だから無理だというようなことで決めつけてかかっているんじゃないかなと思います。この環境センター、それから粗大ごみについて、環境センターを造るときに、どこに説明をしたんでしょうか。多分地元には説明していないんだと思うんです。粗大ごみとかごみの問題というのは、町民全体に説明を丁寧にしながら協力を得ていくというのが本来の筋ではないでしょうか。私はそこにちょっと疑問を持っております。そのことについて、決めてかかっているのではないかなということをお伺いいたします。

それから、作業員の、今高齢化とかと言いましたけれども、若い作業員の採用は難しいと言いましたけれども、町民に、1つ1つ、一人一人丁寧に説明するような意味合いを持ちまして、きちんと町民に説明してあげてください。そうすれば、町民は納得します。そして、採用も、応募も楽にできるような状況になるんじゃないかと思うんです。あまりにも環境センターのときに地元には説明していなかったということに大きな原因があるんじゃないかと思うんですけれども、どういうことなのか、ちょっとその辺もお聞きいたします。

それから、破碎機のみ金額ですけれども、これをなぜ簡単に言えないのかなと思いましたが、ただ、あまりにも大まかな感じだったので、破碎機のみで大体5億円ということですが、これは2台入る予定なんでしょうか、1台だけなんでしょうか。そこら辺の、破碎機の具体的なものが分かりましたらお願いをしたいんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 藤咲議員のご質問にお答えします。

地元への説明以外ということでご指摘でございますが、一応計画とかそういう段階で、

こういう施設を造りますというのは、ホームページとかパブリックコメントとかで募集はかけております。それが十分か不十分かというのはまた別のお話でございますが。

破砕機については、1台で、1ラインで処理するものでございます。機械が2台ということではなく、1台でライン1つ作って処理するものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） やっぱり町はホームページ、パブコメといいます。パブリックコメント、パブコメを出したとしても、これが本当に町民全体に通じるのかどうか。それから、ホームページを出しましたということで、災害ごみについて、どれだけの人の目に届くんでしょうか。私は、役場というか町のほうで、もう少し町民に、もっともってこんなふうにして協力してほしい、分別に協力してほしいという思いが伝わってこないから、協力したって、何やってんだと。こんなのに協力するわけねーべというような、そういうようなものになるんじゃないかと私は思います。その辺をもう少し町民に委ねるような分別の方法を考えていかなければならないんじゃないかなということです。結局破砕機導入ありきで考えているから、そういうことをしないんだなというようなことが感じられます。

それから、破砕機なんですけれども、水戸のセンターで新しくした破砕機、大雑把な破砕と15センチ以下の破砕機と2台を使って、3億4,000万円というようなことを言われています。なんで5億円なんんでしょうか、1台で。そこら辺のところも納得いきません。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 機械の値段については、各メーカーいろいろなシステムとか特許とかあると思いますので、一概に比較はできないと思いますので、こちらではちょっと分かりません。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 3回目ですので、私は結構です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 手短かに質問します。まず2点です。

今回の意向型での入札ということで、特殊な入札方法なんだというお話だったと思うんですが、それについて、ちょっと具体的に分かりやすく説明をいただければと思います。

それから、2点目なんですけど、先ほど猿田議員のほうから、不燃ごみ粗大施設のリサイクルセンター建設工事の資金の計画というものが、我々タブレット上でいただいているんですが、これを、先ほど交付税の利率とかとかいろいろお話がありましたが、答弁漏れがあるんじゃないかなというふうに思います。交付金そのものの算定も含めてなんですけど、これは財務課で作った資料ですか、それとも町民課で作った資料ですか、まずお願いしま

す。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） その財源内訳の資料については、町民課で作成したものでございます。

それと、入札についてですが、意向確認型ということで入札をやっております、これは設計施工ということで、実際には広範囲にわたる技術を利用した複雑かつ大規模な技術システムということで、特許等もありますので、設計をこちらでして業者に発注するということは、機械が入るものが、大きさが決まっていますので、メーカーによって変わってきますので、建築に対して過大設計になってしまう。一番大きな機械が入っても入るような大きな物を造らなければならないというような設計になってしまいますので、これは過大となってしまいますので、補助事業としては多分認められないので、設計施工を一貫してやるのが、こういう事業に対しては一般的であると考えております。

設計して入札に参加申込みをするものですから、一応業者のほうでも設計に対して経費がかなりかかりますので、私たちは参加しますという意向を確認してから指名するという形の入札方式でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） そうすると、意向型なんです、こういう意向だよという業者さんは何社ぐらい来ているものなんでしょうか。

それと、町民課のほうでこの資金計画のほうをお作りになられたということなんです、そうしますと、交付税措置というのは、あくまでも今年度では起債という形で相談をしていくわけです。借金をするという。交付税措置というのは来年度以降の話ですから、数値的なものも含めたときに、これは本当に借りちゃうと、来ますと。先ほど財務課のほうで70%といった利率の話もありましたけれども、猿田議員の質問に対して答弁ができていないんです。というのは、なぜならば、これを作っているのは町民課であって、財務課としてはあまりここに携わっていないのかなと思ったんです。財務課がきちっと携わって一緒に作っているという話ではなくて、町民課が作っていた資料だという。そうすると、確かに財務課のほうに猿田議員が質問をしても、答弁漏れが当然出てきます。言い方的には、起債として来年度以降措置を望みたいということなんでしょうけれども、書き方ややり方だったりその仕組みだったり、言葉の表現がいささか曖昧です。そういうことでは、議会の信用たる、先ほど猿田議員もおっしゃいましたが、確固たる資料としての提出としてはなかなか認められないんじゃないかというご指摘があったかと思いますが、その点については、財務課は確認をしている。でしょうね。でも、答弁漏れはしていますから、多分しみじみ読み込んでいないのかなというふうに感じがしました。

いずれにしても、町民課のほうでお作りになられているというこのペーパー上も含めて、きちっともう一度こういったものは、言葉のまやかしみたいな感じに見えてしまいますか

ら、きちっと作られるほうがよろしいんじゃないかなと思いますので、ここは提言しますが、まずその意向型のほうについてちょっと確認と、また資金計画のほうで、どういうふうなやり方でやってきたのか、プロセスについて、何かあればお教えいただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 今回の仮契約ベースのこの資料につきましては、財務課のほうでも確認をさせていただいております。そして、合併特例債事業債につきましては、今回事業に合併特例債を充てるということになっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 合併特例債の事業は、当てこむのは次年度であって、今年度は起債をするんです。借金をするという言葉なんです、まずは。だから、交付税を当て込みましたなんていうのは言えるわけがないじゃないですか。だから、ちゃんとそういうのをやり取りしていますか。そういう資料に耐えるだけのこのペーパーの内容だったり文言は、丁寧に確認されていますかと聞いたんです。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 確認をさせていただいております。そうしまして、この70%の交付税措置というのは、来年度から起債がありましたら、その翌年度から利子等が発生しますので、その70%が交付税措置されるということになります。

以上でございます。

〔「70%入るっていう確認はないの」と呼ぶ声あり〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。

討論はございますか。

これから討論を行います。討論は1人1回の原則により1回のみといたします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まずは、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 4番藤咲英美子です。

不燃粗大ごみ破碎施設及びリサイクルセンター建設工事について、反対の立場で討論いたします。

今回の不燃粗大ごみ処理建設工事は、交付税が使えるので有利だからという理由で総事業費11億円をかけて、鉄、アルミなど、破碎機を購入するというものです。しかし、これはあくまで破碎機を購入するための口実だと私は思います。これまで、不燃粗大ごみの処理は手作業で分別して行ってきたとのこと。その費用は、年間維持費850万円ですが、今回の破碎機を導入することによって、新たに破碎機に維持費が発生して、その金額が約1,500万円かかるそうです。人力による分別作業のときには850万円、高額な破碎機を導入したら、維持費だけで約2倍の1,500万円がかかり、さらにその上に、破碎機の購入費11億円が加算されます。破碎機の購入にいろいろな交付金を利用できるとの説明ですが、当町にとっての破碎機の導入そのものが不合理です。

第2点、今世界では、国連を中心にSDGsという言葉が広く言われています。持続可能な開発目標を意味する略語だそうで、2015年に国連で採択されました。2030年までの達成を目指す17分野の目標を定めています。その17分野の中には、持続可能な生産と消費の形態を確保するものや持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する課題、気候変動に対応する課題が含まれています。ここには、地球上に住む全ての人間がSDGsに掲げられた項目に沿って力を合わせなければならないということです。人間が暮らしていく上で生じたごみを、ただ破碎して燃やし、目の前から消せばいいという時代は過去の問題になったのだと思います。燃やせば二酸化炭素、CO₂が発生します。当町の場合、ストックヤードにとどめられた粗大ごみをただ破碎し、燃やすことに集中するのではなく、再生する方法、ちょっと手を加えれば町民が利用できるようなシステムを構築できないか真剣に考える必要があります。もちろん、一夕一朝にできる事業だとは考えません。根気強い長期の見通しが求められます。ある町では、現役を退いた人たちがものの修理の事業によって生きがいを見つけたという事例もありました。この機会です、当町でも視点を変えて、当町にふさわしいSDGsを試みてほしいと思います。その可能性はあります。

以上のことから、破碎機導入には賛成できません。討論を終わります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

議案34号 令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結について、反対の立場より討論をいたします。

まず、反対の理由でございますけれども、お金がかかり過ぎます。この立派な庁舎も、確か二十二、三億円、その半分の額です。ゴミ処理にそれだけのお金をかける余裕がこの

町にあるのでしょうか。町民が納得しますか。納得しませんよ。11億5,000万円ですよ。幾ら交付金や交付税措置があるからといって、町負担が少ないので今もらわないと損だと、どこからこういった考え方が出てくるのか全く分からない。本当に必要なものは、全額町負担だって作るべきだと私は思います。今国は、オリンピック、そしてコロナ対策で数十兆円という税金を使っているときに、真に必要と思えない機械を導入することに、私は反対をいたします。

国のコロナ対策は総額73兆円、国家予算が106兆円ですよ。そのうちの7割、これがコロナ対策で現在使われていると。しかも、あの東京都、1兆円弱あった財政調整基金が今年度末に、2021年度末に、財調基金が幾らになると思いますか。21億円程度ですよ。当町と変わらないじゃないですか。このように、国もどこでも本当に大変な時期なんです。また、どこのセンターでも持っていると言っておられますけれども、規模が違います。ほかのセンターは、当然広域でやっているところもありますので、全然財政力が違いますよね。隣で倉庫を建てたら、自分の家にも建てるんですか。あちらで家を建てたら、建てるんですか。こちらで外車を買ったと言え、外車を買うんですか。やはり自分の身の丈に合ったような生活をしないと、大変になってくるのではないですか、生活が。

これだけの機械を導入すれば、当然後年度負担、毎年毎年維持管理費が数千万円かかります。それも年々増加するでしょう。特殊な機械なので、メインのところは壊れれば数千万円、いや時には数億円かかるかもしれません。環境センターの事業は、人が、人間がここで住む以上は、これはなくてはならない事業であります。本当に大切なのは、機械を導入して分別、リサイクルするよりも、町民一人一人の分別、そしてリサイクルの意識を啓蒙普及していくということが、数億円の機械を導入するよりはるかに効果的だと私は思います。また長い目で見れば、考えれば、学校教育現場などでの子供たちへの啓蒙活動、こういったものはちょっと時間がかかるかもしれないけれども、でも、これを完璧にやれば、子供が大人に教えます。そういった啓蒙普及活動を検討もしないで、後世に負の遺産を残すということは、厳に私は慎むべきだというふうに考えております。

私の討論はこれで終わりますが、議員各位には何とぞご理解を賜りまして、私の反対意見にご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

討論なしと認めます。

以上で、議案第34号に対する討論を終結いたします。

採 決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和3年第1回城里町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位から賜りました貴重なご意見等については、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと存じます。引き続き格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回誠に残念ながら議員各位のご賛同を得られませんでした案件につきましては、再考させていただきたいと存じます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては体調管理に十分注意され、城里町発展のため重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会の宣言

○議長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、令和3年第1回城里町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時52分閉会